⑶　中小企業基盤整備機構平成29・30・31年度競争参加資格審査において、「物品の製造　電子計算機類」、「物品の販売　電子計算機類」、「役務の提供等　情報処理」、「役務の提供等　ソフトウェア開発」、の区分のいずれかに登録された者で、ランク「A」又は「B」の等級に格付されている者であること。

※新たに入札参加資格を得ようとする者は、平成29年12月８日（金）17時00分までに３⑵の場所に必要な書類を添えて競争参加資格の申請を行うこと。

※申請方法、申請書類等は、当機構の「平成29年・30年・31年度競争参加資格審査提出要領（物品製造等）（以下「入札・契約情報／資格審査」「要領」という。）」に基づき作成すること。なお、要領、申請方法、申請書類等については、当機構ＨＰの（http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/qualification/index.html）を参照。

⑷　その他事項については、入札説明書を参照のこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札説明書等の交付期間、交付場所及び方法

①　交付期間　平成29年11月22日（水）から平成29年12月21日（木）まで。

②　交付場所及び方法　中小企業基盤整備機構ホームページから入札説明書、入札心得その他必要様式をダウンロードする。

※入札説明書及び様式
http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/list/index.html
入札心得　http://www.smrj.go.jp/org/info/bid/order/index.html

仕様書は、入札説明会にて配布する。入札説明会に出席できない者は、返信用の切手（400円）を貼付した封筒（角０相当）を同封の上、請求すること。なお、仕様書は入札終了後、返却のこと。

⑵　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先　〒105―8453 東京都港区虎ノ門３－５－１　虎ノ門37森ビル　独立行政法人中小企業基盤整備機構　財務部　三田麻紀子　電話03―5470―1507　ＦＡＸ03―5470―1512

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成30年12月４日（月）14時00分　中小企業基盤整備機構９階９Ｃ会議室　入札説明会に参加を希望する者は、平成29年12月１日（金）17時00分までに上記３⑵の場所にＦＡＸ（会社名及び出席者明記のうえ（形式自由））により申請すること。

⑷　入札書の受領期限　平成30年１月11日（木）17時00分（必着）

⑸　開札の日時及び場所　平成30年１月12日（金）14時00分　中小企業基盤整備機構２階２Ｌ会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札書及びその他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　企画（技術）評価と価格による評価の合計得点が最も高い者を落札者とする。いわゆる総合評価落札方式。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomokatsu Yohena, General Manager, Financial Management & Accounting Department, Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN

⑵　Classification of services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Construction of next generation operation system pertaining to business upgrade programs, 1 set

⑷　Fulfillment period : From day of contract start date through March 31, 2019

⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 2 and 3 of the Detailed Regulations for the Application of Accounting Regulations by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN

②　Not come under the category of anti-social forces defined by Article 2 of the Regulations for Corresponding to Anti-Social Forces by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN (Regulation 22, Item 37)

③　Have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders by Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN for FY 2017, 2018 and 2019, “Manufacture of products : Computers and peripheral equipment”, “Sale of products : Computers and peripheral equipment”, “Provision of service : Information literacy”, “Provision of service : Development of software”

④　Regarding other matters, see the bid instruction manual

⑺　Reception period of tender form : 5 : 00 PM January 11, 2018

⑻　Contact Point for the notice : Makiko Mita, Financial Management & Accounting Department, Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN Toranomon No.37 Mori Building, 3―5―1, Toranomon, Minato-ku Tokyo 105―8453, Japan. TEL 03―5470―1507 FAX 03―5470―1512

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年11月22日

独立行政法人水資源機構分任契約職
利根川下流総合管理所　村尾　浩太

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　08

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量　利根川下流総合管理所管内で使用する電気　１式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　契約期間　契約締結の翌日から平成32年６月30日まで。

⑸　使用期間　平成30年７月１日から平成32年６月30日まで。

⑹　需要場所　入札説明書による。

⑺　入札方法　落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（詳細は入札説明書による。）

2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴　以下の各号に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本入札公告の日より過去２年以内に次のアからキまでのいずれかに該当する事実があると認められる者

ア　契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

エ　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実

カ　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

キ　アからカまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者